

京丹波町中央公民館印刷機賃貸借に関する契約仕様書

1 契約の内容

京丹波町（以下「発注者」という。）に対し、印刷機賃貸借供給業者（以下「受注者」という。）が印刷機を設置し、その印刷機の適切な操作方法を指導するとともに、印刷機が常時正常な状態で稼働し得るように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等を行うものとし、発注者がこれに対し賃料を支払うものとする。

2 契約期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3の規定による長期継続契約とし、契約期間は、平成25年5月1日から平成30年4月30日までとする。

ただし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 設置場所

京都府船井郡京丹波町蒲生野口38番地
京丹波町中央公民館 1階印刷室（社会教育課 丹波分室）

4 見積額

見積額は月額金額（税抜、付属品含む）とする。

5 年間印刷想定枚数 36,700枚

6 印刷機の規格及び数量

本 体 理想化学工業株式会社製「RISOGRAPH SD 5630」または、株式会社リコー製「Satelio DD 4450P」1台

付 属 品 本体設置用付属架台 1台
又はこれと同等機以上のものとする。

そ の 他 機器は国産最新のものとし、再生機、再整備機及び中古機は不可とする。

インク及びマスターロール用紙等の消耗品の充填、交換が容易であること。

5年間の使用に十分耐え得るものであること。

7 料金の支払

印刷機賃貸料金は、1箇月毎に支払うこととし、賃貸料発生の翌月第1週に請求を行うものとする。

8 印刷機の保守等

- (1) 印刷機の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- (2) 印刷機の故障等が頻繁に発生する場合は、受注者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。
- (3) 受注者の作業の実施は、原則として発注者の就業時間内に行うものとする。
- (4) 受注者は、発注者が印刷機を適切に使用することができるように、機能等について使用担当部署へ必要な指導及び助言を行うものとする。

9 印刷機の管理等

- (1) 印刷機の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。
- (2) 発注者は、印刷機の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知する。この場合当該機器の移動は、受注者が行うものとする。なお、設置場所変更に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

10 保険

受注者は、契約対象物件について、受注者の費用で動産総合保険に加入する。

11 機器の設置等

- (1) 機器は平成25年5月1日から正常に稼働できるように設置し、取扱方法の適切な指導を行うこと。なお、搬入に際しては、発注者と協議のうえ、

前設置業者と入替時期の調整を行うなど、機器が利用できない期間が生じないようにすること。また、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。

(2) 搬入設置及び撤去に要する費用は、受注者が負担するものとする。

12 機密の保持

(1) 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。

(2) 受注者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去すること。